

事務連絡
令和8年3月3日

関係各位

鹿沼市長 松井正一
(公印省略)

工事請負契約におけるインフレスライド条項について（通知）

日頃より市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市では、栃木県の令和8年2月20日付け監第250-3号「インフレスライド条項の運用について」の通知を準用し、鹿沼市建設工事請負契約書第23条第6項（インフレスライド条項）を適用することとしました。

つきましては、インフレスライド条項の適用を希望する場合は、担当部局とご協議いただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象工事

基準日（原則、スライド協議の請求日）以降、残工期が2ヶ月（延伸予定工期を含む）以上ある工事。

行政経営部契約検査課工事検査係
電話 0289-63-2149
FAX 0289-63-2273